

保険薬局部会ニュース

令和5年1月16日
広島県薬剤師会保険薬局部会

疑義解釈資料の送付について（その39）

季節性インフルエンザと新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、治療薬である解熱鎮痛薬等（咽頭痛治療薬トラネキサム酸、鎮咳薬を含む）の需要が増加している一方で、製造販売業者からの限定出荷が続いている。

このような状況の中、小児用の薬剤が不足して自家製剤を行った場合の加算についての疑義解釈が送付されました。

問1 新型コロナウイルスや季節性インフルエンザの感染拡大の状況において、解熱鎮痛薬、咽頭痛治療薬、鎮咳薬等（以下「解熱鎮痛薬等」という。）の需要が増加する一方、供給が限定されているため、保険薬局において、小児に対する解熱鎮痛薬等の処方に対応するに当たり、細粒、ドライシロップ等の製剤の不足している場合において、処方医と薬剤師が相談の上、錠剤を粉碎し、賦形剤を加えて、用法・用量に従って調剤した上で交付した場合、自家製剤加算を算定できるのか。

（答）

「医療用解熱鎮痛薬等の在庫逼迫に伴う協力依頼」（令和5年1月13日付け厚生労働省医政局医薬産業振興・医療情報企画課事務連絡）の記の3において、細粒、ドライシロップ等の小児への投与に適した解熱鎮痛薬等の製剤が不足し、やむを得ない場合には、必要に応じて処方医と薬剤師が相談の上、錠剤を粉碎し乳糖などで賦形して散剤にするなどの取組についても考慮することとされていることから、当該事例において自家製剤加算を算定して差し支えない。なお、このような場合には、レセプトの摘要欄に「小児用の〇〇（注：当該薬剤の一般名）の不足のため」等のやむを得ない事情を記載すること。

また、この場合の薬剤料については、当該薬剤の実際の投与量に相当する分を請求するようになされたい。

医科診療報酬においても同様の疑義解釈が院内製剤加算について出されています。